

令和元年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要

令和2年6月29日

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）第8条第1項の規定に基づき、令和元年度における国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所の温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（環境配慮契約）の締結実績を次のとおり公表します。

1. 令和元年度の経緯

環境配慮契約法及び平成19年12月に閣議決定（平成31年2月8日変更閣議決定）された「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の推進を図ることとした。

2. 令和元年度における国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所の環境配慮契約の締結状況

（1）電気の供給を受ける契約

令和元年度においては、競争入札を行った電気供給契約が2件あり、裾切り方式による入札（注1）を実施した

（注1）当該入札の申込者のうち、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギー活用状況、再生可能エネルギー導入状況、グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量及び省エネルギー・節電に関する情報提供に係る数値をそれぞれ点数化し、その合計が基準以上である者の中から、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするもの。

（2）産業廃棄物処理に係る契約

令和元年度においては、産業廃棄物処理業務契約が3件あり、うち2件は特殊な処理を行う業務（PCB 廃棄物処理委託）であるため対象外、他1件は裾切り方式による入札（※2）を実施した。

（注2）当該入札の申込者のうち、環境配慮への取組状況及び優良基準への適合状況に係る数値をそれぞれ点数化し、その合計が基準以上である者の中から、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするもの。